



2016年11月4日

各 位

一般社団法人
バスケットボール女子日本リーグ
会 長 齋 藤 聖 美

新潟アルビレックス所属選手の交通事故について

一般社団法人 新潟アルビレックス女子バスケットボールクラブ 所属の小松さやか選手が2016年8月21日に起こした交通事故に関連し、WJBLは、紛争会規程第4節に定める懲罰手続規程に則り裁定委員会を2016年10月31日に開催し、調査、審議のうえ当リーグへの答申を依頼いたしました。

2016年11月2日に、裁定委員会より上記に係る答申書を受領いたしましたので、それを受けて当リーグ理事会で下記の通り決定いたしましたのでご報告いたします。

懲 罰 :

1. 小松さやか選手

一般社団法人 新潟アルビレックス女子バスケットボールクラブが2016年10月28日に発表した同選手に対する処分を相当と認め、「10月25日以降の無期限の謹慎及び10月29日以降の公式戦試合の出場停止」とする。

(理由)

事故直後、被害者の負傷の有無・程度、被害車両の破損の有無・程度等を確認することなく現場から立ち去ってしまったこと、所属チームへの正確かつ詳細な報告を行わず所属チームが状況を把握するに至ったのは被害者のツイッターによるものであることなど、当該選手の社会的責任及び道義的な責任の欠如は甚大と言わざるを得ない。但し、被害者の怪我が比較的軽微で、既に被害者との人身に関する示談も成立していること（物損についても近々示談見込み）など有利な事情も存するので、それらを総合的に考慮した上、上記の結論に至った次第である。

2. 一般社団法人 新潟アルビレックス女子バスケットボールクラブ
戒告処分とし、再発防止策について報告書を提出させる。

(理由)

2016年8月25日にチームの統括担当理事長崎俊也氏は、小松さやか選手より交通事故を起こしたとの報告を受けたものの事故の詳細を把握せず、結果として10月24日の被害者訪問まで対応が遅れた。この間、被害者のツイッターにより、選手の対応に不満を有しているとの情報が社会的に流出した。交通事故を起こした上、何も確認せず立ち去るという行為は、場合によっては甚大な被害や大きな社会問題に発展するおそれのある事象であり、同クラブの選手に対する日頃の指導監督に不行き届きがあったと判断せざるを得ない。よって上記の結論に至った次第である。

以上